

<p>現行の会則</p>	<p>2022年（令和4年）9月1日以降の会則案</p> <p>（名古屋大学農学部同窓会 2021年10月16日の総会での一般社団法人化の方針決定に基づく会則の変更案）</p>
<p><b>名古屋大学農学部同窓会関東支部会則</b></p> <p><b>第一章 目的</b></p> <p>第一条 この会は、名古屋大学農学部同窓会の支部として活動することを目的とする。</p> <p><b>第二章 名称及び所在地</b></p> <p>第二条 この会は、名古屋大学農学部同窓会関東支部と称する。</p> <p>第二条の二 この会を次の所在地に置く。 東京都千代田区神田錦町 3-28（学士会館内名古屋大学東京連絡所）</p>	<p><b>名古屋大学農学部・生命農学研究科同窓会関東支部の会則</b></p> <p><b>第一章 目的</b></p> <p>第一条 この会は、<b>一般社団法人名古屋大学農学部・生命農学研究科同窓会</b>の支部として活動することを目的とする。</p> <p><b>第二章 名称及び所在地</b></p> <p>第二条 この会は、<b>名古屋大学農学部・生命農学研究科同窓会関東支部</b>と称する。</p> <p>第二条の二 この会を次の所在地に置く。 東京都千代田区神田錦町 3-28（学士会館内名古屋大学東京連絡所）</p>

### 第三章 構成

第三条 この会は、名古屋大学農学部同窓会員で、且つ次のいずれかの条件を満たす者を以て構成する。

1. 関東地区に在住する者。関東地区は、東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城とする。
2. 関東地区以外(海外を含む)に在住する者であつて、支部長に連絡先を通知をした者。

### 第四章 事業

第四条 この会は、その目的を達成する為、次の事業を行う。

1. 支部総会の開催
2. 役員会の開催
3. その他この会の目的を達成する為に必要な事業

### 第五章 役員及び連絡員

### 第三章 構成

第三条 この会は、**一般社団法人名古屋大学農学部・生命農学研究科同窓会**の会員で、且つ次のいずれかの条件を満たす者を以て構成する。

1. 関東地区に在住する者。関東地区は、東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城とする。
2. 関東地区以外(海外を含む)に在住する者であつて、支部長に連絡先を通知をした者。

### 第四章 事業

第四条 この会は、その目的を達成する為、次の事業を行う。

1. 支部総会の開催
2. 役員会の開催
3. その他この会の目的を達成する為に必要な事業

### 第五章 役員及び連絡員

第五条 この会は、次の役員を置く。

1. 支部長 1名
2. 幹事 若干名(うち事務局長1名、副支部長1名)
3. 監査役 1名

第五条の二 この会の持続的な発展のため連絡員を置く。連絡員は、他の会員との連絡に務め、この会の活動に協力する。

第六条 支部長及び監査役は、支部総会で選出され、その任期は次の総会が開かれる迄の期間とする。

但し留任を妨げない。尚、支部長は幹事を任命し、幹事のなかから事務局長及び副支部長を指名する。事務局長は、会の活動について連絡員から意見を聞く。

## 第六章 会議

第七条 この会は、次の会議を置く。

1. 幹事会  
支部長が、必要に応じて幹事会を開き、支部総会の開催内容、その他の会務を遂行する。
2. 支部総会  
支部長の招集により開催されるものとする。

第五条 この会は、次の役員を置く。

1. 支部長 1名
2. 幹事 若干名(うち事務局長1名、副支部長1名)
3. 監査役 1名

第五条の二 この会の持続的な発展のため連絡員を置く。連絡員は、他の会員との連絡に務め、この会の活動に協力する。

第六条 支部長及び監査役は、支部総会で選出され、その任期は次の総会が開かれる迄の期間とする。

但し留任を妨げない。尚、支部長は幹事を任命し、幹事のなかから事務局長及び副支部長を指名する。事務局長は、会の活動について連絡員から意見を聞く。

## 第六章 会議

第七条 この会は、次の会議を置く。

1. 幹事会  
支部長が、必要に応じて幹事会を開き、支部総会の開催内容、その他の会務を遂行する。
2. 支部総会  
支部長の招集により開催されるものとする。

第八条 支部総会の決議は、出席者の過半数の同意により成立する。

第七章 会則改正

第九条 この会の改正及び追加は原則として、支部総会の決議によりそれを行う事が出来る。

第八条 支部総会の決議は、出席者の過半数の同意により成立する。

第七章 会則改正

第九条 この会の改正及び追加は原則として、支部総会の決議によりそれを行う事が出来る。